

議案第 4 号

印西市健康づくり推進協議会設置条例の制定について
印西市健康づくり推進協議会設置条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

印西市長 板 倉 正 直

印西市健康づくり推進協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、印西市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 健康づくりに係る計画に関する事項
- (2) 健康づくりに係る事業の推進に関する事項
- (3) 健康づくりのための知識の普及に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 保健又は医療関係者
- (3) 関係行政機関を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康子ども部健康増進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。